

地域交流費 細則

第一条

この細則は、規約第9章 第45条に基づき、会員が地域交流費を使うにあたっての必要事項を定めるものである。

(地域交流費の目的)

第二条

会員が会員に向けて各地域で自主的に交流や勉強会等の活動を行う場合、1万円を上限とし地域交流費を使用する事が出来る。

尚、これは会員を対象とする活動だが、非会員の参加も可能とし、参加費等で会員との差別化を図る事とする。

(申請手続き)

第三条

地域交流費の使用を希望する会員は、使用予定の2カ月前までに、地域交流費申請書（別紙）に記入し、メールで総務へ申請をする。

(採択)

第四条

申請を受けた後、代表委員会で地域交流費使用の可否を検討する。

可否決定後、総務から代表者及び運営委員にメールで結果を報告する。

(採択後の手続き)

第五条

地域交流費の使用が採択された場合、活動終了後に請求手続きをおこなう。

(活動終了後の手続き)

第六条

活動終了後、開催代表者は地域交流費請求書（別紙）を総務にメールで提出する。

その後、総務から会計に連絡し、会計が地域交流費を振り込む。

この後、総務から運営委員にメールで報告する。

(改廃)

第七条 本細則は、運営委員会の決議により改廃できる。